

令和 4 年 度

新宿区立女神湖高原学園指定管理者の
管理業務に係る事業評価結果
及び労働環境モニタリング実施結果

令和5年10月

新宿区

【目 次】

I 事業評価

- 1 女神湖高原学園の設置目的及び管理運営体制・・・ 1
- 2 事業評価の目的・・・ 1
- 3 事業評価の概要・・・ 2
 - (1) 評価者
 - (2) 委員
 - (3) 評価の実施・日程
 - (4) 評価項目
 - (5) 評価資料等
 - (6) 評価方法
- 4 評価対象・・・ 4
 - (1) 施設概要
 - (2) 指定管理者
- 5 評価結果・・・ 5

II 労働環境モニタリング

- 1 労働環境モニタリングの目的・・・ 6
- 2 実施結果・・・ 6

III 別紙

- 1 別紙1 「令和4年度 指定管理者事業評価結果」・・・ 7・8
- 2 別紙2 「令和4年度 労働環境モニタリングの
実施結果について」・・・ 9・10

IV 参考資料

- 1 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の令和4年度における
管理運営業務の事業評価に関する要綱・・・ 11・12
- 2 新宿区立女神湖高原学園 指定管理者
令和4年度事業実績・・・ 13

I 事業評価

1 女神湖高原学園の設置目的及び管理運営体制

新宿区では、区内の小・中学校の校外学習活動に用いる施設として、「女神湖高原学園」を運営しています。女神湖高原学園は主に学校利用施設として平成7年に開設し、以来、新宿区の多くの児童・生徒たちに信州・蓼科高原での自然と融和した体験学習と四季折々の思い出づくりの場として親しまれています。また、北（学校）棟とは別に一般区民用の南（区民）棟を設け、区民の宿泊・生涯学習活動の場としても活用されています。

女神湖高原学園は平成7年度から平成16年度までは新宿区の直営として管理業者への委託で運営してきましたが、平成15年6月の地方自治法の改正に伴い、平成17年度から指定管理者制度を導入しました。指定管理者制度の目的は、民間企業のノウハウを活用することによって施設の更なるサービス向上を図るとともに、指定管理者が責任をもって主体的に施設管理することにより、利用者の増や管理経費の縮減を期待するものです。

平成17年度から平成19年度までの3年間を第1期指定管理期間、平成20年度から平成24年度までの5年間を第2期指定管理期間、平成25年度から平成29年度までの5年間を第3期指定管理期間、平成30年度から令和2年度までの3年間を第4期指定管理期間、そして令和3年度から令和7年度までの5年間を第5期指定管理期間としており、この第5期指定管理期間は「信州リゾートサービス株式会社」が公募により選定され、管理運営業務を行いました。

この管理運営業務の内容は、新宿区と指定管理者の間で締結する5ヵ年の基本協定書と各年度で取り交わす年度協定書、これらに付随する管理仕様書、指定管理者から提出された事業計画書により定められており、これらの計画に基づくことで、利用者への良好なサービス提供を図っています。

2 事業評価の目的

新宿区では、指定管理者制度の趣旨に則り、指定管理者の施設管理が協定書及びその他の計画に従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿った円滑な運営が行われていたかなどを検証するために、毎年度、指定管理者の管理運営業務の事業評価を実施しています。

女神湖高原学園についても、上記目的により、令和4年度の事業評価を行い、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、評価の結果を今後の管理運営業務に反映していきます。

3 事業評価の概要

「新宿区立女神湖高原学園指定管理者の令和4年度における管理運営業務の事業評価に関する要綱」に基づき、各委員の意見を踏まえ、区が評価を行いました。

(1) 評価者

新宿区立女神湖高原学園指定管理者事業評価委員会

(2) 委員

6名（外部委員2名 内部委員4名）

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・地域協働学校運営協議会 代表（早稲田小学校） | 中村 廣子 |
| ・公認会計士 | 大塚 宏 |
| ・新宿区立愛日小学校長 | 佐藤 郁子 |
| ・新宿区立西新宿中学校長 | 早川 隆之 |
| ・新宿区教育委員会事務局学校運営課長 | 内野 桂子 |
| ・新宿区教育委員会事務局教育支援課長 | 関本 ますみ |

(3) 評価の実施・日程

評価を実施するため、下記のとおり事業評価委員会を開催しました。

ア 開催日時 令和5年8月22日（火）10時から14時30分まで

イ 場 所 新宿区立女神湖高原学園（長野県立科町）

ウ 内 容 事業説明、質疑応答、各委員による評価、全体評価

※大塚宏委員は当日都合により欠席したが、書面による評価を行った。

(4) 評価項目

- ① 施設の運営に関すること
- ② 利用・サービスに関すること
- ③ 施設・設備の管理に関すること
- ④ 管理運営経費に関すること
- ⑤ 事業に関すること

(5) 評価資料等

指定管理者から提出された「令和4年度事業報告書」

令和4年度新宿区立女神湖高原学園指定管理者自己評価表

利用者アンケートの集計

(6) 評価方法

「(4) 評価項目」①～⑤及び総合評価について、各委員が下記の評価点により評価を行いました。

評価点	評語	解説 (評語の持つ意味)
4	優良	事業計画等で求められる水準を超えて良好であり、かつ、〇〇の点で特に評価できる。
3	良	事業計画等で求められる水準を超えて良好である。
2	適当	事業計画等で求められる水準を満たしている。
1	課題あり	事業計画等で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

各委員の評価に基づき、施設所管課による評価のとりまとめ及び決定を行いました。

① 個別評価

各委員の小項目及び大項目の評価を踏まえ、施設所管課は、各評価項目の個別評価点を決定する。

② 総合評価

各委員の総合評価点を踏まえ、施設所管課は、総合評価の点数を決定する。

③ 全体評価

総合評価の点数を、次の基準を参考にして振り分け、事業評価委員会の各委員の評価に基づく全体評価とする。

【総合評価点】	【全体評価】
3.5以上	4 優良
2.5以上 3.5未満	3 良
1.5以上 2.5未満	2 適当
1.0以上 1.5未満	1 課題あり

4 評価対象

(1) 施設概要

- ① 名称 新宿区立女神湖高原学園（ヴィレッジ女神湖）
- ② 所在地 長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字赤沼平994番地
- ③ 規模
- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 敷地面積 | 95,107.00 m ² |
| 建築面積 | 5,510.14 m ² |
| 延床面積 | 7,994.88 m ² |
| 管理棟 | (地上2階) 2,146.68 m ² |
| 北(学校)棟 | (地下1階・地上3階) 3,676.42 m ² |
| 南(区民)棟 | (地下1階・地上1階) 614.76 m ² |
| 体育館棟 | (地下1階・地上1階) 1,040.71 m ² |
| 従業員棟 | (地上2階) 516.31 m ² |
- 平成4年12月着工 平成7年6月竣工 平成7年7月開設
- ④ 収容定員
- | | | |
|--------|------|-------------------------------------|
| 北(学校)棟 | 196人 | 6人部屋×和室32室=192人
身障者用2人部屋×洋室2室=4人 |
| 南(区民)棟 | 40人 | 4人部屋×和室10室=40人 |
- ⑤ 主な設備
- | | |
|--------|--|
| 管理棟 | ロビー、オリエンテーションホール、事務室、学校用食堂、一般用食堂、厨房、売店、談話室、共用トイレ |
| 北(学校)棟 | 宿泊室(各室トイレあり)、大浴室、小浴室、共用トイレ、保健室、研修室、教材室、スキー用具室、渡り廊下(地下) |
| 南(区民)棟 | 宿泊室(各室トイレあり)、中浴室、共用トイレ、渡り廊下(地下) |
| 体育館棟 | 屋内体育館、レクリエーションホール、共用トイレ、更衣室、渡り廊下(地下) |
| 従業員棟 | 従業員宿泊室、機械室、ゴミ置場 |
| 外構 | キャンプファイヤー場、飯ごう炊さん場、あずまや、駐車場 |

⑥ 休館日等

原則として、毎月の第1火曜日及びその翌日並びに第3火曜日及びその翌日。ただし、学校利用のある日等、委員会が必要と認める日及び指定管理者が特に必要と認める日で委員会が承認した日は、休業日を変更または臨時的に定め

Ⅱ 労働環境モニタリング

1 労働環境モニタリングの目的

労働環境モニタリングは、指定管理者制度を現に導入している施設において、適正な環境を確保し、従事者一人ひとりがその能力を最大限に発揮することにより、公共サービスの質の向上を図ることを目的としています。

なお、「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針マニュアル(新宿区総合政策部長決定)」において、労働環境モニタリングは前年の雇用状況を踏まえた調査とするため、一指定管理期間中の2年目の年度に行うことを原則とされており、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)が、第5期指定管理期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)の2年目にあたることから、調査を実施したものです。

2 実施結果

別紙2 「令和4年度 労働環境モニタリングの実施結果について」のとおり

施設名:女神湖高原学園

指定管理者名:信州リゾートサービス株式会社

評価項目	評価の視点	評価点		評価所見
		小項目	大項目	
1 施設の運営に関すること				
(1)利用率・稼働率	目標とした利用率、稼働率、利用者数等を達成できたか。また、それらの目標達成に向け、向上策を実行したか。	3.0	3.0	<p>(1)利用率・稼働率について 新型コロナウイルス感染症の影響が残る中で、客室稼働率の目標が南(区民)棟24.8%、北(学校)棟11.3%であったのに対して、実績が南(区民)棟25.9%、北(学校)棟9.6%でした。秋の閑散期には100名以上の新規団体の利用もあり、稼働率の向上に繋がっています。今後も新規団体の受け入れやピーターの増加等集客に力を注ぎ、利用率の増に向けた施設運営を期待します。</p> <p>(2)職員体制について 計画どおり人員を確保し、施設運営に必要な職員体制を保持していると認められます。</p> <p>(3)職員教育について 事業計画で予定した研修については計画どおり実施しています。</p> <p>(4)緊急時の対応について 随時、情報収集・情報交換を行っており、綿密に報告・連絡・相談及び協議を行う体制がとられました。</p> <p>(5)区との連絡調整について 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での月例報告会に加え、オンラインによる月例報告会を取り入れ、また適宜電話やメールなどにより連携が図られており、連絡・調整・協議が円滑に行われています。</p> <p>(6)適正な労働環境の確保について 職員への有給休暇の取得を促すなど、事業者として、適切な対応がなされていることや、職員への健康管理や衛生管理にも丁寧に取り組んでいることから、適正な労働環境の確保が図られたものと評価します。</p> <p>(7)その他施設の運営について 協定書や仕様書に示された業務内容以外にもCO2センサーやサーマルカメラを設置するなど適切な新型コロナウイルス等感染症対策が実施されました。引き続き利用者が安心して利用できる施設の運営を期待します。</p>
(2)職員体制	事業計画書や職員配置計画書等に基づき、施設運営に支障のない勤務体制や職員配置、組織体制が構築されたか。	3.0		
(3)職員教育	業務に必要な研修(施設管理、接客、危機管理、個人情報保護等)が実施され、必要な知識を身に付ける努力はなされたか。	2.8		
(4)緊急時の対応	事故等の緊急時の対応体制やマニュアルの整備、訓練はされていたか。緊急時に適切な対応がとられたか。	2.8		
(5)区との連絡調整	区との連絡、調整等に関わる業務は適切に行われたか。区からの改善指導・指示への対応はできていたか。	2.8		
(6)適正な労働環境の確保	適正な労働環境の確保を図っていたか。労働環境モニタリングの指摘事項についての改善はされていたか。	2.8		
(7)その他施設の運営	その他協定書、仕様書等に基づき、施設の運営に係る必要な措置を講じたか。	2.8		
2 利用・サービスに関すること				
(1)利用手続	利用手続は適正かつ公正に行われたか。	2.6	3.3	<p>(1)利用手続きについて 利用申込窓口との連携により、適正な利用手続きが行われました。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるキャンセル手続きなどにも適切に対応しています。</p> <p>(2)サービス水準の確保について 新型コロナウイルス感染症の影響により、止むを得ず中止した事業はあるものの、仕様書に定めるサービス水準は確保されています。</p> <p>(3)利用者サービスの向上について 利用者の利便性を考慮した送迎サービスや状況に応じた感染症対策など、利用者の要望に対して柔軟に対応しており、利用者サービスの向上に努めていたものと評価します。</p> <p>(4)利用者対応・接客について 一般利用アンケートにおいて、接客について100%の人が「満足」と回答しており、良好な接客サービスが提供できたものと高く評価します。</p> <p>(5)飲食サービスについて 一般利用アンケートでは、地元の食材を生かしたメニューが喜ばれており、味・量ともに概ね好評価を得ています。また、食事の際の感染症対策にも適切に取り組んでいることが確認できます。</p> <p>(6)利用者要望の把握・対応について 要望や意見を全職員で共有する姿勢は評価できます。引き続き利用者の意見を十分に把握しながら、施設運営に反映することを期待します。</p> <p>(7)個人情報等の適切な対応 教育委員会事務局による現地調査などから、個人情報の適切な運用が確認できました。</p>
(2)サービス水準の確保	協定書、仕様書等の内容に沿った水準で、適切に業務・事業が行われていたか。	3.0		
(3)利用者サービスの向上	利用者の利便性を確保したか。また、利便性の向上に努めたか。	3.3		
(4)利用者対応・接客	利用者対応は良好に行われたか。利用者が気持ちよく利用できるような接客ができたか。	3.1		
(5)飲食サービス	宿泊者に提供する朝食の種類や季節感の充実等、適切に飲食サービスが提供されたか。	3.1		
(6)利用者要望の把握・対応	利用者の意見や要望を把握し、適切な対応がされていたか。	3.0		
(7)個人情報等の適切な対応	個人情報保護を徹底していたか。	2.5		

3 施設・設備の管理に関すること				
(1)施設・設備管理	事業計画書等に基づいた施設・設備管理業務が適切に行われたか。	2.8	2.8	<p>(1)施設・設備管理について 施設の保守点検や維持管理について、仕様で定められた実施項目が適切に実施されています。</p> <p>(2)施設修繕・備品管理について 優先順位を決めて、必要な修繕工事が行われていますが、施設の築年数が20年を経過し、計画的な修繕が必要となってくることから、区施設課などとも連携したさらなる安全管理の徹底を求めます。</p> <p>(3)省エネルギー・省資源について エネルギー使用量がコロナ禍以前と同様の水準に戻っておりますが、昨今の物価高を考慮するとさらなる省エネルギー・省資源に向けた取組が必要となります。引き続き省エネルギー・省資源に向けた取組を期待します。</p>
(2)施設修繕・備品管理	施設修繕や備品管理は適切に行われたか。	2.8		
(3)省エネルギー・省資源	省エネルギー・省資源に向けた取組がされていたか。	2.6		
4 管理運営経費に関すること				
(1)適正な会計	適正な会計管理による収支状況であったか。	2.3	2.3	<p>(1)適正な会計について 概ね適正な会計処理が行われたと評価します。</p> <p>(2)目標の達成について 収支計画に対し、実績収入割合が97.3%、実績支出割合が97.47%となり、目標値である100%を概ね達成することができました。しかし、物価高騰の影響もあり、材料費や水道光熱費の増加が目立ちました。引き続き目標達成に向けた工夫を期待します。</p> <p>(3)経費節減、収入・利益率確保の努力について 物価高騰の影響が大きい中でも、可能な限り収益の確保に努め、なおかつ経費削減にも取り組んでいることは評価できます。</p>
(2)目標の達成	目標とした利用料金収入・利益率を達成できたか。	2.3		
(3)経費節減、収入・利益率確保の努力	経費節減、収入・利益率確保に向けた取組はされていたか。	2.3		
5 事業に関すること				
(1)事業実施	事業計画書等に基づき計画した事業を実施したか。	2.6	3.0	<p>(1)事業実施について 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部のイベントは中止されたものの、一般利用者の宿泊利用など可能な範囲での事業は適切に実施されたものと評価します。</p> <p>(2)効果的・効率的な視点について 区立小・中学校の校外学習において、学校からの多様な要望に適切に対応し、アンケートにおいても利用者から高い評価を得ていることから、適切に事業が実施されたものと判断します。引き続き利用者の満足度の高いサービスを効果的・効率的に提供することを期待します。</p>
(2)効果的・効率的な視点	施設の設置目的に照らして、効果的・効率的に事業を実施したか。	3.0		
総合評価		3.0		
全体評価		3(良)		
総合所見	<p>学校利用アンケートについては高い評価と低い評価が学校によって分かれています。学校によってサービスの質に差が生じないよう、一定かつ適切な対応となるよう取り組みをお願いします。</p> <p>一般利用者は利用客室制限なども解除されたこともあり、前年度比147.3%となり、アンケート結果においても、全項目平均で「満足」とお答えいただいた方も88.5%と前年度(85.9%)よりも増加しています。こうした状況からも利用者満足度の高いサービスの提供を続けていることは高く評価できます。</p> <p>また、安定した職員体制で運営できており、施設の保守点検や維持管理も適切に行われています。引き続き質の高いサービスの提供を期待します。</p> <p>各評価委員の総合評価の平均は3.0となり、評価基準に基づき、全体評価は「3(良)」と評価します。業務要求水準書等で求められる水準を超えて良好であると認められます。</p> <p>今後とも、より高いレベルでのサービス提供が行われるよう期待します。</p>			

令和 4 年度 労働環境モニタリングの実施結果について

1 目的

指定管理者制度導入施設において、その業務が適正な労働環境の下に行われることにより、従事者一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、公共サービスの質の向上が図られることについて、区、事業者、従事者が共通認識を持つとともに、必要に応じて事業者に改善を促すために、労働環境のモニタリング調査を行った。

2 調査対象

- (1) 施設名 新宿区立女神湖高原学園
- (2) 指定管理者 信州リゾート株式会社

3 調査期間

- (1) 書類確認～現地調査ヒアリング
令和 4 年 8 月 23 日（火）～令和 4 年 9 月 15 日（木）
- (2) 評価結果表作成～改善提案～報告書提出
令和 4 年 9 月 16 日（金）～令和 4 年 12 月 27 日（火）

4 調査等の方法

社会保険労務士に委託して、以下の（１）～（３）の調査及び（４）の助言を行った。（４）に基づき、社会保険労務士とともに（５）のフォローアップを行った。

(1) 書類確認・事前質問シート

就業規則、賃金規程、賃金控除に関する協定書等労働者代表との各種協定の内容などにより、基本的な勤務条件を確認した。

その上で、労働者名簿等法律で整備が義務付けられている個々の労働者に係る帳簿や社会保険加入手続書類等を確認し、必要な手続が適切になされているか、必要書類が適切に整備されているかなどを確認した。

さらに、出勤状況や賃金支払状況を確認し、賃金計算、支払が適正に行われているか確認した。

(2) 団体管理部門ヒアリング

団体管理部門への面接を行った。

(3) 現地調査

施設長・従業員への面接及び職場環境の整備状況の確認を行った。

(4) 調査結果のまとめと改善案の提示

上記（１）～（３）の調査結果を各事業者に伝え、必要があればその改善方法の助言を行った。

(5) フォローアップ

改善案に基づく改善計画について、事業者が改善に着手したことを確認した。

5 モニタリングの視点

(1) 労働条件に関する事項

就業規則が適正に作成され、労働者に周知されているか。労働条件は労働者に明示されているか。労働時間が適正に管理されているか。休暇、休日・休憩時間、年次有給休暇が適正に付与されているか。時間外・休日労働が36協定の範囲内で対応されているか。業務災害への対策が適正に行われているか。法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）及びその他労働関係に関する書類が適正に整備・保存されているか。賃金の計算・支払が適正に行われているか。

(2) 安全衛生に関する事項

安全衛生管理体制が適正に整備されているか。健康診断・ストレスチェックが適正に実施されているか。衛生管理者等に安全・衛生（メンタルヘルスケア）教育が行われているか。受動喫煙対策が行われているか。

(3) 社会保険に関する事項

労働保険・社会保険の加入手続及び申告が適正に行われているか。

(4) 下請先への要請

再委託先と適正な金額で契約されているか。再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、再委託先に要請等が行われているか。

(5) 労働環境を更に向上させる取組

休暇取得促進、育児・介護休暇、勤務時間短縮制度等の措置が講じられているか。ハラスメントを予防し、働く意欲を向上させる取組が行われているか。

6 主な指摘事項及び改善内容の概要

主な指摘事項	改善内容
<p>(1) 労働条件に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・36協定にて、時間外・休日労働は月42時間までと定められているが、その時間を超えているケースがあり、この場合は特別条項付き36協定を結ぶ必要がある。 <p>(2) 安全衛生に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入社時の健康診断の記録がないため、入社時健康診断を実施するか、入社の際に3カ月以内の健康診断結果を提出させる必要がある。 ・月4回を超える深夜業労働従事者の健康診断が6カ月ごとに行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別条項付き36協定を令和4年11月に新たに締結した。 ・今後、新たに従業員が入社した際は、入社時健康診断を実施するか、入社の際に3カ月以内の健康診断結果を提出させ、適切に処理する。なお、当該従業員については6月の定期健康診断の結果を提出・記録済。 ・該当従業員については、令和5年1月に健康診断を実施。今後は6月と12月に定期的実施する。

新宿区立女神湖高原学園指定管理者の令和4年度における
管理運営業務の事業評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立女神湖高原学園の指定管理者が実施した管理運営業務を事業評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 事業評価を行うため、新宿区立女神湖高原学園指定管理者事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者につき、別表のとおり新宿区教育委員会が委嘱し、委員6人をもって組織する。

- (1) 新宿区教育員会事務局教育支援課長
 - (2) 新宿区教育員会事務局学校運営課長
 - (3) 新宿区立小学校長
 - (4) 新宿区立中学校長
 - (5) 地域協働学校運営協議会 代表
 - (6) 公認会計士
- 2 評価委員会に委員長を置き、委員長は新宿区教育委員会事務局教育支援課長の職にある者とする。
- 3 委員長は、評価委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員に事故あるときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、評価の業務が終了した日までとする。

(評価委員会の開催)

第5条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ評価委員会を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。
- 4 委員長は、必要に応じ評価委員会を書面により開催することができる。

(評価の方法)

第6条 事業評価の方法は、次に掲げる項目について、指定管理者が提出した令和4年度年間報告書及び教育支援課が作成した資料により評価を行い、評価の基準は別に定めるものとする。

- (1) 施設の運営に関する事
- (2) 利用に関する事
- (3) 施設・設備の管理に関する事
- (4) 管理運営経費に関する事
- (5) 事業に関する事

(報告)

第7条 評価委員会は評価報告書を作成し、新宿区教育委員会に対して評価の結果を報告するものとする。

(評価委員会の庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、新宿区教育委員会事務局教育支援課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	関本 ますみ	新宿区教育委員会事務局教育支援課長
委員	内野 桂子	新宿区教育委員会事務局学校運営課長
委員	佐藤 郁子	新宿区立愛日小学校長
委員	早川 隆之	新宿区立西新宿中学校長
委員	中村 廣子	地域協働学校運営協議会 代表（早稲田小学校）
委員	大塚 宏	公認会計士

新宿区立女神湖高原学園 指定管理者 令和4年度事業実績

①学校利用の参加状況

事業名	参加者（人）	参加校（校）
中学校移動教室	885	10
小学校夏季施設	1,335	29
中学校スキー教室	827	10
その他の学校利用 <small>(小学校特別支援学級移動教室、中学校特別支援学級移動教室、英語キャンプ)</small>	216	—
合計	3,263	

②学校利用の延べ利用者数

	延べ利用者数（人）
児童・生徒・教員等	7,566

※延べ利用者数は学校利用の参加者数にそれぞれの宿泊日数をかけ合わせて算出

③一般利用の延べ利用者数

	延べ利用者数（人）	客室 稼働率
南(区民)棟	1,252	25.9%
北(学校)棟	1,699	9.6%
計	2,951	12.4%

※北(学校)棟の稼働率は学校利用日を除いて算出